

第30回神奈川県障害者自立支援協議会開催結果概要

1 日 程：令和3年7月16日（金）（意見等募集期間7月16日（金）～30日（金））

2 開催方法：書面開催

3 内 容

（1）会長及び副会長の選任について

会長及び副会長については、次の者を選任しました。

（ア）会 長：鈴木 敏彦 委員

（イ）副会長：戸高 洋充 委員

（2）部会長選任について

研修企画部会座長及び権利擁護部会座長については、次の者を選任しました。

（ア）研修企画部会座長：菊本 圭一 委員

（イ）権利擁護部会座長：鈴木 敏彦 委員

（3）協議事項「神奈川県障がい福祉計画の改定について」（別紙1参照）

標記について、「本県の状況を踏まえた今後の取り組み」及び「主な課題と対応の方向（イメージ）」について、各委員から以下について、意見を聴取しました。

<主な意見>

○「施設入所者の地域生活への移行」について、移行促進には地域資源である重度障がい者対応のグループホームの拡充や入所施設の後方支援体制を構築していくことが必要である。

○「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」について、整備の難しい小規模自治体については、現状把握と広域自治体である県の支援が必要である。また、短期入所はコロナ禍で利用が困難となっていることから、県立障害者施設の短期入所や緊急一時対応の役割を期待する声が多い。

○「相談支援体制の充実強化等」について、相談支援事業所の運営安定化に向けた支援策を具体的に検討すべきである。

○「障がい児支援の提供体制の整備等」について、「医療的ケア児支援の更なる充実」とあるが、医療的ケア児に限らず強度行動障害や重症心身障害の児童への支援を一体的に取り組むべき。このため、項目を「医療的ケア児支援等への支援の更なる充実」に変更してはどうか。

○全体として、県と市町村で協働する項目については、県と市町村の役割分担を明確にしつつ計画策定していただきたい。また、圏域協議会での意見を集約して障害者施策審議会に意見を伝えていくことも重要である。

○意思決定支援について、全県展開を支持する。不完全でもいいので全施設に早期実現できることが望ましい。ただし、当事者目線＝意思決定支援の思考になってしまうことを危惧する。当事者からの積極的な意見聴取の場を増やしていくべきではないか。

（4）報告事項（1）～（11）（別紙2及び別紙3参照）

別紙2のとおり御意見・御質問をいただきました。なお、質問については別紙3記載としました。

令和3年度神奈川県障害者自立支援協議会委員

会長◎ 副会長○ (敬称略)

区 分	所 属 ・ 職	氏 名			
当 事 者	横須賀本人会トウモロカエル	小 山 登			
	社会福祉法人 南足柄市社会福祉協議会 自立サポートセンター スマイル ピアサポーター	小 泉 智 史			
	地域生活サポートセンターとらいむ ピアサポーター	下 条 章 子			
相 談 支 援 事 業 者	圏 域	横須賀 三浦	横須賀・三浦障害保健福祉圏地域生活ナビゲーションセンター 社会福祉法人海風会	山 崎 辰 夫	
		湘南 東部	湘南東部障害保健福祉圏地域生活ナビゲーションセンター NPO法人藤沢相談支援ネットワーク	田 中 秀 巳	
		湘南 西部	湘南西部障害保健福祉圏地域生活ナビゲーションセンター 社会福祉法人常成福祉会	千 葉 高 史	
		県央	県央障害保健福祉圏地域生活ナビゲーションセンター 社会福祉法人唐池学園	田 中 晃	
		県西	県西障害保健福祉圏地域生活ナビゲーションセンター 社会福祉法人風祭の森	大 友 崇 弘	
	県 域	社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団 神奈川県リハビリテーション支援センター 所長		村 井 政 夫	
		特定非営利活動法人 神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会 理事長		○戸 高 洋 充	
		特定非営利活動法人神奈川県障害者自立生活支援センター 理事		川 田 隆 一	
		社会福祉法人 星谷会 理事		安 藤 浩 己	
	学 識 経 験 者 (有 識 者)	和泉短期大学児童福祉学科教授		◎鈴木 敏 彦	
特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会 代表理事		菊 本 圭 一			
社会福祉法人 みなと舎 支援センターライフゆう 施設長		森 下 浩 明			
関 係 行 政 機 関 の 職 員	国	神奈川県労働局職業安定部職業対策課長		福 本 秀	
		市 町 村	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課長		佐 渡 美 佐 子
			川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室専門支援担当課長		津 田 多 佳 子
	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課長		米 山 守		
	県	鎌倉保健福祉事務所長		佐々木 つぐ巳	
		中央児童相談所長		佐久間 てる美	
		総合療育相談センター所長		南 出 純 二	
		中井やまゆり園長		菅 野 大 史	
			精神保健福祉センター所長	山 田 正 夫	

※ 網掛けは新任委員

令和3年度神奈川県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員 名簿

座長◎ 副座長○ (敬称略)

区 分	委 員 名	所 属
有 識 者 (協議会委員)	◎菊 本 圭 一	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 代表理事
有 識 者	○吉 田 展 章	特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワーク ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく 所長
横 浜 市	根 岸 桂 子	健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課相談支援推進係 係長
川 崎 市	後 藤 将 志	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 企画連携推進課障害者支援担当 係長
相 模 原 市	渡 辺 知 世	健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課障害福祉班
横 須 賀 市	大 内 泰 之	福祉部地域福祉課総合相談担当
圏 域	山 崎 辰 夫	社会福祉法人 海風会

◎座長（敬称略）

令和3年度 神奈川県障害者自立支援協議会権利擁護部会委員 名簿			
区分	所属	役職名・職名	氏名
相談支援事業者	湘南西部	湘南西部障害保健福祉圏域 地域生活ナビゲーションセンター 社会福祉法人常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室	マネージャー 千葉 高史
	県域	特定非営利活動法人 神奈川県障害者自立生活 支援センター	理事 川田 隆一
関係行政機関	市町村	川崎市障害計画課地域支援係	事務職員 三井 真由美
		横須賀市福祉部障害福祉課 地域生活支援係	係長 宮川 一幸
		中井町福祉部福祉課	社会福祉士 紫牟田 かな子
	国	神奈川県労働局 雇用環境・均等部企画課	雇用環境改善 ・均等推進 指導官 太田 真人
	県	中央児童相談所 虐待対策支援課	課長 佐藤 和宏
学識 経験者	和泉短期大学 児童福祉学科	教授 ◎鈴木 敏彦	
警察	神奈川県警察本部 生活安全部 人身安全対策課	課長補佐 中川 雅之	

		協議事項「神奈川県障がい福祉計画の改定について」		別紙1
		「本県の状況」を踏まえた今後の取組について	主な課題と対応の方向（イメージ）について	その他
施設入所者の地域生活への移行	<p><施設入所者の地域生活への移行> ・地域生活移行者数6%の内訳で65歳以上の方はどのくらい見込まれているでしょうか。障がいを持つ高齢の方がどのように地域で過ごされていくか真剣な議論が必要だと感じています。また施設にいながらも地域生活と同等の自由さや地域の方との交流を保てる取組みも必要だと思います。</p> <p><施設入所者の地域生活への移行> 施設入所者の地域生活への移行について、理念としては、移行や削減を理解できるが、実際には県外でも良いので入所先を求める障害者が続出している現状をどうとらえるのか…。</p> <p><施設入所者の地域生活への移行> 8P「施設入所者の地域生活への移行について」①グループホームの運営の安定化につながる施策が必要。（人員確保、重度者対応など）②入所施設の役割と機能について再検討することで地域生活支援の充実につながると思う。11P「相談支援体制の充実強化等」①サービス等利用計画のセルフプラン率が改善していかない。安定した事業所運営が可能にするための対策が必要ではないか。</p> <p><施設入所者の地域生活への移行> ・施設入所者数については、本県の実績及び「憲章」の意義を捉えて、数値目標を高く設定すべき。 ・地域生活拠点機能について、市町村域を超えた社会資源の活用など連携・協働を促進する取組み</p> <p><施設入所者の地域生活への移行> 障害者の地域移行があまり進んでいない現状があるため、地域定着支援や地域移行支援の利用促進に向けた取組などの検討が必要である。</p> <p><施設入所者の地域生活への移行> 地域に受け入れるキャパシティがないのに闇雲に地域移行（＝在宅）を進めることは家族負担が過大になるだけ。介護家族の高齢化問題も踏まえ地域のキャパを十分拡充してから移行すべき。</p> <p><施設入所者の地域生活への移行> あらゆるジャンルの障害者が地域生活移行する為には、地域社会で共存できるような下地づくりが重要で、支援体制の構築だけではなく地域社会が持続的に受け入れられる住民の共生の気持ちが重要</p>	<p><施設入所者の地域生活への移行> 旧態依然とした入所支援施設の「入ったら一生安泰」ではなく、地域移行を目的とした〇〇年入所と一生入所者と入所基準を設けるのはいかがでしょうか。</p> <p><施設入所者の地域生活への移行> ・津久井での意思決定支援の取組みの具体的展開として、全施設利用者の地域移行、施設以外での暮らしの体験など「誰とどこで住むか」の意思決定支援の取組みを強化していく。</p>		
	<p><地域生活支援拠点等が有する機能の充実> 9ページ「地域生活支援拠点」について、地域生活支援拠点の設置について、なかなか進んでいない印象です。第6期計画の中で「運用状況の検証・検討」の中で進まない背景の分析が必要だと思います。</p>	<p><地域生活支援拠点等が有する機能の充実> P9の地域生活支援拠点に関して 県央障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会が意見を出されていますが、整備できない自治体については現状の把握と県としての支援が必要ないように思えます。</p> <p><地域生活支援拠点等が有する機能の充実> 「当事者目線の新しい福祉の実践」の「地域生活を支える社会資源の充実」について ①地域生活を支える最も必要で、現在最も利用しづらい資源は、短期入所施設です。新型コロナウイルスのまん延で、利用しづらくなっていますが、もともと入所施設ではマンパワー不足が深刻化している事業所が多いと推測されるため、稼働しているベッド数は申請されている数より少ないと思われます。そのため、新型コロナが終息することで問題が全てが解決されるとは考えづらいです。特に、対象者が行動障害のある方であるなど、高い支援スキルが求められる場合には、より深刻な状況にあります。在宅生活を支えるための最重要な資源として、稼働しているベッド数の増加が求められます。民間での実現が難しい場合、特に、行動障害のある方の利用できる、稼働しているベッド数は、県立施設で更に充実させる必要があると考えます。 当圏域協議会では、令和2年度に障害者虐待認定された行動障害のある方の一時保護のため、県内の短期入所先を探しましたが見つからず、次の虐待につながってしまった事例があったことから、この件を最重要課題として捉えています。 ②家族がコロナ入院してしまった、陰性の重症心身障害のある方が利用できる短期入所協力施設がないので、設置が必要です。ワクチンの接種が進んでも、感染がなくなるとは言えないことがはっきりしてきたことから、今後もその必要性があります。 当圏域協議会では、令和2年度に、主たる介護者がコロナ入院した重症心身障害のある方の行き先が無く、入院していない陽性のご家族がケアをして結局乗り切った事例が報告されたことから、この件を最重要課題として捉えています。</p>	<p><地域生活支援拠点等が有する機能の充実> スライド6「〇地域生活支援拠点等が有する機能の充実」について県西圏域では、地区単位（上地区・下地区）で整備を進めている状況ですが、強度行動障がいや医療的ケア等の専門的ニーズのある方に対する緊急対応支援は、県立施設や既存の事業（「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業」等）を活用した整備が必要と考えます。地域生活支援拠点の設置主体は市町となるため、以上の点についても、県と各市町間の協議の場が必要と考えます。</p>	
障がい児支援の提供体制の整備等		<p><障がい児支援の提供体制の整備等> 「医療的ケア児支援のさらなる充実」となっているが、医療的ケア児だけでなく、強度行動障害や重症心身障害等のある重度障害児者への支援は県内一体的に取り組む必要があると考え、 「医療的ケア児支援等への支援のさらなる充実」としたらどうか。</p>	<p><障がい児支援の提供体制の整備等> 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置については、医療資源との連携機能を重視すべき</p>	
福祉施設から一般就労への移行等	<p><福祉施設から一般就労への移行等> ・就労定着に関する目標を盛り込むことは大切だと思います。</p>			

協議事項「神奈川県障がい福祉計画の改定について」		別紙1	
	「本県の状況」を踏まえた今後の取組について	主な課題と対応の方向（イメージ）について	その他
全 体	<p><全体> ・成果目標に関する都道府県固有の項目の充実はもとより、都道府県が市町村と協働して取組む項目について、市町村との役割分担を明確にしつつ、計画を策定して頂きたい。 ・前期計画の検証を十分に実施し、計画を策定して頂きたい。</p> <p><全体> 障害者虐待防止法では、「市町村は擁護者による虐待を受けた障害者については、法の規定による措置を行うために必要な居室を確保するための措置を講ずる」とされている。児童福祉法では、平成28年の法改正において、子どもが権利の主体であることが明記された。児童虐待においては、まずは子どもの安全確保が最優先される。障害のあるなしに関わらず、その権利が擁護されるために、適切な一時保護、措置が行われるための居場所の整備について、そのニーズに即した計画の成果目標の設定をお願いしたい。</p> <p><全体> 当事者の意見を反映されていない。</p>	<p><全体> 当事者目線とは、権利条約の「私たちのことを私たち抜きで決めないで」をいかに実践するかだと思います。</p> <p><全体> 支援体制の構築と同時に地域住民との共生という概念の上に立って、相互に安心して共生できるという公報活動も必要では。</p> <p><全体> 一概に障害者といっても程度により実に多様であり、対応も多様であることが必要。現実持続可能なサービスは主たる介護者目線であることが必要が多い。平時から災害時と同等の対応というのは非効率的かつ非現実的。個々の障害に応じた一律でない様々な災害を想定した対策を個々に立てておく、というのが妥当。</p> <p><全体> ①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用は実施済みとなっているが、それがどの程度サービスの質の向上につながっているか検証していますか。 ②前項でも書きましたが、県立施設のあり方検討だけではなく、県立、民間施設の機能分担を議論する中で、全入所施設が地域生活を支える資源となるような検討をお願いしたい。 ③意思決定支援の全県展開を支持します。現在施行的な取り組みを行っていますが、不完全でもいいので多くの施設が早期に実施できるようにしていただきたい。</p> <p><全体> ・「第6期計画の課題と対応の方向（イメージ）の示される方向性」を支持する。 ・「ともに生きる社会かながわ憲章」を基調とし、「当事者目線の新しい障がい福祉のあり方」等に示される「本人中心」の福祉サービスの実現に資する計画策定を期待する。</p> <p><全体> ・対応の方向についてどれも重要で全体的に賛成できます。</p> <p><全体> ・当事者目線の新しい福祉の実践について、意思決定支援を進めることは賛成ですが、当事者目線＝意思決定支援のような視点に寄ってしまうか心配です。設置された将来展望検討委員会の議論に期待しています。当事者の参画割合を増やしたり、あらゆる当事者へ積極的なヒアリングの機会を持っていただくようお願いしたいです。また長期的なビジョンの具体的なイメージで掲げられている合理的配慮や情報へのアクセス確保は特に進んで欲しいですし、また活躍の機会も大事ですが例えば活躍できなくても平穩に自分の居場所がある将来が来て欲しいです。</p>	<p><全体> コロナ感染対策は、感染予防と医療体制障害特性に応じた作りが必要だと思います。</p> <p><全体> 今回の資料等をもとに圏域協議会において検討し、意見等を本会にて集約し、障害者施策審議会に提供することをを行うことが必要と考える。</p> <p><全体> 県内各市町村が既に策定している第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の成果目標等を踏まえ、目標値等を設定頂きたい。</p>

報告事項(1)～(11)について		別紙2
<p>（1） における政令 施害市及び 自立支援保 護協議会等 の圏域</p>	<p>○どの地域でも、障がいの重い方の日中生活の場や、災害や感染症などでも持続可能なサービスの提供に苦心されていて、県としてのバックアップは必要だと感じました。</p> <p>○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築は、具体的な取り組みに難しさを感じるという声をよく聞くので、共通のチェック項目のようなものがあったらいいのかなと感じています。</p> <p>○就労継続支援にしても相談支援にしても、ICTの活用など柔軟に対応出来る支援員がいるかどうかで、利用者にとって大きな格差が出てはいないでしょうか。主な地域課題として挙げられているところはないですが、当事者にも支援者にもサポートが得られる仕組みが広まって欲しいです。</p> <p>○コロナ禍に置いて、政令市及び圏域、市町の協議会等の活動は、さまざまな工夫をこらし実践されている。</p> <p>○感染防止対策の徹底の中で、施設・在宅を問わず障がいのある方、家族や支援者の生活が制約されている。不安や緊張に寄添い、思いや課題を汲み取るなど新たな支援のあり方が模索されている。ご本人、ご家族、支援者の「つながり」をどう創っていくが重要で、協議会の一層の活動が期待されていると思います。</p> <p>○たくさんのテーマがある中でそれぞれの圏域が取り組んでいるが主には支援の側からの問題提起がなされており、住民目線の問題提起がないと、真の意味での包括ケアシステムの構築には繋がらず支援組織の負担感が増してしまう。</p>	
<p>開企3（ つ催画年2 い状部度 て況会研令 にの修和</p>		
<p>実従年（ 施事度3 に者相 つ研談令 り修支和 ての援3</p>	<p>○コロナ禍大変ですが、予定通り実施できることを祈ります。</p> <p>○受講者を送り出す事業者にとって、受講者の感染による事業運営への影響は甚大なものがある。そうしたリスクを踏まえて、集合可否を検討していただきたい。</p> <p>○コロナ禍で実施には苦勞されていると思われませんが、ZOOMなどの活用で参加者の拡大ができれば良いと思います。</p>	
<p>（4） 成 状 況 等 に つ い て</p>	<p>○県西圏域の自立支援協議会で他都道府県の計画相談支援実績が添付されており意見したのですが、同じような状況の都府県等で相談支援専門員を増やす以外にセルフプラン率を下げる効果的な取り組みなど分析が進むとよいと思いました。</p> <p>○以前から気になっていることですが、セルフプランの中で本人や保護者が望んで自らセルフプランになっている人と、相談支援事業所が受けられず、仕方なく自治体CWが対応し、セルフプランとなっている数が混在していて分かり難いと思います。</p> <p>○相談支援については、国の報酬改定を踏まえても、相談支援員の数及び専従者確保、兼務率など課題は改善されず相談員の質の確保、セルフプラン率の高さなどにつながっている。現状では、各市町村、事業所ともに、相談支援が特に必要とされる利用者の対応する傾向があり、単にセルフ率を課題にするのではなく、相談支援の重点化など議論すべき時にきているのではないかと思われる。</p> <p>○セルフプラン率の本質問題解決策が具体的に示えてこない。</p> <p>○計画実績としての前年度比較数値があると各市町村毎の現状の動向が理解しやすいと思いました。</p>	
<p>例に（ 5） 関 例 集 す 支 援 困 難 事 事</p>	<p>○とても大切な資料だと思いました。相談支援専門員以外の福祉サービスに携わる職員にも、虐待対応事例集などとあわせて資料を用いた研修の機会があったらいいと思います。</p> <p>○参考になります。</p> <p>○県西ナビゲーションセンターでは事例集を題材とした研修会を、横浜市金沢区の基幹相談支援センターとの共催で開催予定です（令和3年度10月）。</p> <p>○支援現場において活用されるよう十分な周知を行って頂きたい。</p>	
<p>支 援 リ ー フ レ ッ ト</p>	<p>○参考になります。</p> <p>○QRコードの間隔が狭く、検索しにくいです。</p> <p>○情報が多すぎる。福祉サービスや制度については、本来は行政窓口等で丁寧に説明してほしいところです。</p> <p>○政令市の市民も県民であるため、受け取った市民が混乱しないよう、リーフレット等の作成には十分な調整をいただきたい。</p> <p>○地域社会の理解が進むよう配布対象者にわかりやすく進めてほしい。</p>	
<p>援 び に そ の 関 に す 家 族 的 支 援 の 法 律 的 支 援 の 要 求 支 及</p>	<p>○医療的ケア児の対応は、法的整備が進み、人やお金が付かないとなかなか進まないで、少し前進で良かったです。</p> <p>○各市町村での取り組み、医療行政と福祉行政の連携が必要。</p> <p>○「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案」の施行をうけ、医療ケア児等コーディネーターの速やかな全県配置が求められます。現在、神奈川県では、「横須賀・三浦」地域において、「コーディネーターの配置・運用検討会議」が開催されていますが、本協議会の場においても、同検討会議の中間報告等をしていただけますと幸いです。なお、県西圏域では、「医療的ケアがあってもともに暮らせるタウンミーティング」を定期開催し、保健・医療・福祉・教育・行政等の機関連携・地域づくりに、官民協働で取り組んでいます。</p> <p>○今回の法律は、基本理念として様々な団体の「責務」を明記しており、具体的な進展を図るために、教育・福祉・医療等のコンセンサスの重要性を感じます。</p>	
<p>（8） 当 事 者 目 線 の 障 が い 福 祉 に 係 る 将 来 展 望 検 討 委 員 会 に つ い て</p>	<p>○「2. 協議事項」の意見に同じ</p> <p>○当事者目線の障がい福祉とのことですが、対象が県立障害者支援施設のみのような印象を受けました。議論の視点などが支援者・有識者の方の目線で書かれているため、当事者の思いや望んでいる支援との温度差を感じました。当事者目線の障がい福祉ということですので、できるだけ多くの当事者（重度・軽度問わず幅広く）へのヒアリングや意見交換が重要になってくるのではないのでしょうか。</p> <p>○「神奈川県障がい福祉計画の改定について」記述してしまいましたが、P36視点③は、入所施設現場での本当の視点ではないでしょうか。良いと思います。</p> <p>○①現状では市町・相談支援専門員が利用できる短期入所施設を探して広域調整を行っていますが、県立施設が専門機関として位置づけられている場合は、コーディネート機能を発揮し、市町・相談支援専門員をサポートするなど、密な連携をとれる仕組みが必要です。</p> <p>②また、地域での支援が行き詰った際に、県立施設が中期利用（有期限での入所）で利用者を受入れて再アセスメントし、それに基づいた助言で地域の支援を組み立て直すことで、地域に専門的支援を提供する機能が必要です。苦しい時間を過ごす当事者、すっかり疲弊してパワーレスになった支援者が再び地域での生活・支援に前向きになり、生活が長く安定して続くよう、県立施設を持つ包括的かつ専門的な支援力を地域に還元する役割発揮が期待されます。</p> <p>*①、②は当圏域協議会において報告された事例に基づき、当事者が住み慣れた地域で安心して生活を継続するために必要な地域資源について協議した内容です。</p> <p>③“県立障害者支援施設のあり方について議論を進める上での視点（案）”で、地域生活支援拠点の役割を担うことを検討される際には、その拠点が圏域ごとに配置できるよう配慮いただきたいです。市町が設置を進めている拠点は、緊急時受け入れに課題がありますが、それを補完する形で県立施設のサポートが得られれば、地域生活支援拠点の実効性が高まります。その際、市町の拠点との連携がカギになると考えられるため、当圏域ナビもその連携の強化が進むよう、一緒に取り組ませていただきます。</p> <p>○検討委員会の検証及び提言については、よく取り組まれたと思います。県立施設だからこそできた検証と思います。より良い支援について、人材、組織、必要な財源確保についてトータルな視点で議論してほしい。</p> <p>○別添「当事者目線の障がい福祉の推進に係る障がい当事者及び障がい支援者団体を対象としたヒアリング回答」参照</p> <p>○今後も、同委員会の議論について情報共有をして頂きたい。</p> <p>○入所施設以外の地域生活を支える制度基盤が現状では弱い。地域社会に選択肢としての親元から離れた具体的な「暮らしの場」の設定が制度上（神奈川県方式含む）と感じます。</p> <p>○検討委員会の開催日程について、もしできればメール等で共有いただけるとありがたい。</p> <p>○20年後必要となるサービス量と、それに対応する人材数を明らかにした上で議論を進めていただきたい。</p> <p>○異論はありません。</p>	
<p>組 團 井 に 再 や 9 つ 生 ま い の ゆ 津 り 取 り 久</p>	<p>○個々の対応をして、良い経過と拝察いたします。</p> <p>○建物は2つに分かれ新しくなったが、措置時代からの施設体制がいかに変化していくか今後問われていきます。</p>	
<p>（10） 全 県 展 開 に つ い て</p>	<p>○障害の状態にかかわらず意思決定支援の考え方が当然になる事を願っています。間違ふ権利なども保障しつつ、安全にも配慮するというのは難しいと思いますし、自分自身もそうですが簡単に意思も揺れ動きます。どんなに自身が決めたことと言っても必ず周囲の言葉が影響を与えていることも忘れず、また事業所同士が連携するほど運営面でもメリットが出るような仕組み作りを期待します。</p> <p>○P42「出前講座事業」は、現場事業所では望まれて、とても助かる研修体制だと思います。</p> <p>○圏域及び市町村協議会において、意思決定支援に関する議論を活性化させるための取り組みが必要と考える。</p> <p>○意思決定支援推進人材養成事業で育成された候補者が、その後どのような活動を進めていくのか等、詳細な説明があるとありがたい。</p> <p>○数年に渡り定着の方向で継続してほしい。</p>	
<p>改 に 正 規 の 支 援 の 基 準 に 例 準 指 定</p>	<p>○各施設の実施状況の調査の積み重ねが重要と考えます。</p>	

<項目> 報告事項 (1)

政令市及び各障害保健福祉圏域における障害者自立支援協議会等の実施状況について（資料 3 「横浜市障害者自立支援協議会」）

<質問>

「横浜市圏域」における「計画相談支援の仕組みの簡素化や体制整備」の具体的内容を参考までに教えて頂きたい。

<回答>

計画相談支援の仕組みについては、横浜市障害者自立支援協議会の課題検討部会において制度案内～モニタリングまでの一連のプロセスを、指定特定相談支援事業所や基幹相談支援センター等へのヒアリング等も行いながら検討しました。制度案内の統一化や事業所と区との情報共有の方法、モニタリング実施月などについて整理し、集団指導等で周知しています。現時点ではさらなる検討は行っていません。

また、体制整備については、計画相談支援の利用を希望していても事業者が足りない等の理由により導入できない方が市全体で約 35%おり、令和 3 年 8 月の計画相談支援の導入率は 54.5%に留まっています。区局が連携し、下記の取組などを通して、さらなる計画相談支援の推進を図っていきます。

- ・新規事業所の開設支援（開設説明会の実施、開設相談、出張講座など）
- ・相談支援専門員資格取得の体制の強化（相談支援従事者研修等の実施）
- ・既存事業所における受入可能人数調査の実施
- ・既存事業所へのフォロー体制の強化（基幹相談支援センターの人材育成など）
- ・相談支援専門員のスキルアップ支援（各種研修実施、実地指導、コラム配信、出前講座など）

<項目> 報告事項 (7)

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案の全体像について（資料 7 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案の全体像」）

<質問>

- ① 本法に基づく神奈川県での取組の方向性について、説明を求めたい。
- ② 医療的ケア児支援センターの方向性が決まっているのであれば、ご教示いただきたい。併せて法第 3 条にある、者へのつなぎについても同様に教示いただきたい。

<回答>

本県では、9月に施行される医療的ケア児支援法に対応するため、関係する庁内 11 課で構成する医療的ケア児等支援庁内連携会議（以下「庁内連携会議」という。）を開催し、法が求める切れ目ない支援の実現に必要な施策について検討を進めております。

また、医療的ケア児支援センターの設置については、市町村や、医療的ケア児の専門的知見を持つ社会福祉法人、県立こども医療センターなどの関係機関とともに、支援センター設置に向けて検討していきます。なお、設置時期については未定です。

第 3 条第 3 項の医療的ケア児から者へのつなぎについては、主に教育及び福祉において支援の場が変化することから、今後、庁内連携会議で検討していきます。

<項目> 報告事項 (10)

意思決定支援の全県展開について（資料 10 「意思決定支援の全県展開に向けた取組について」）

<質問>

P43 資料 10 「調査概要(中間報告)」の事業所としての取組の具体的内容について教えていただきたい。

<回答>

- ・別添「意思決定支援に関するアンケート調査結果」を添付します（問 2 参照）。なお、「障害福祉情報サービスかながわ」の神奈川県からのお知らせにも掲載しております。

【障害福祉情報サービスかながわ】 <https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>

意思決定支援に関するアンケート調査結果

【調査目的】

障害者支援施設における意思決定支援の取組状況や課題等の情報を収集し、今後の意思決定支援の普及・定着に向けた取組みの基礎資料とする。

【調査対象】

県所管域に所在する障害者支援施設及び県立の障害者支援施設
(該当施設 49 施設)

【調査方法】

「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載の上、電子メールで回答

【調査期間】

令和3年5月27日配布、6月18日を返信期限として回収

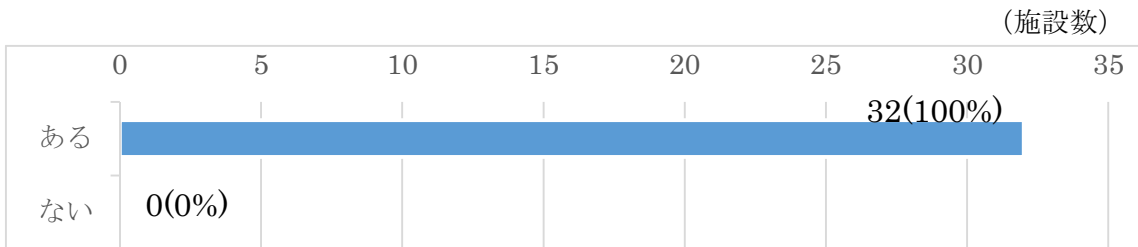
【回収状況】

有効回答数 32 施設 有効回答率 65.3%

【回答結果】

※回答内容について、事業所名が特定されないよう、一部修正しています。

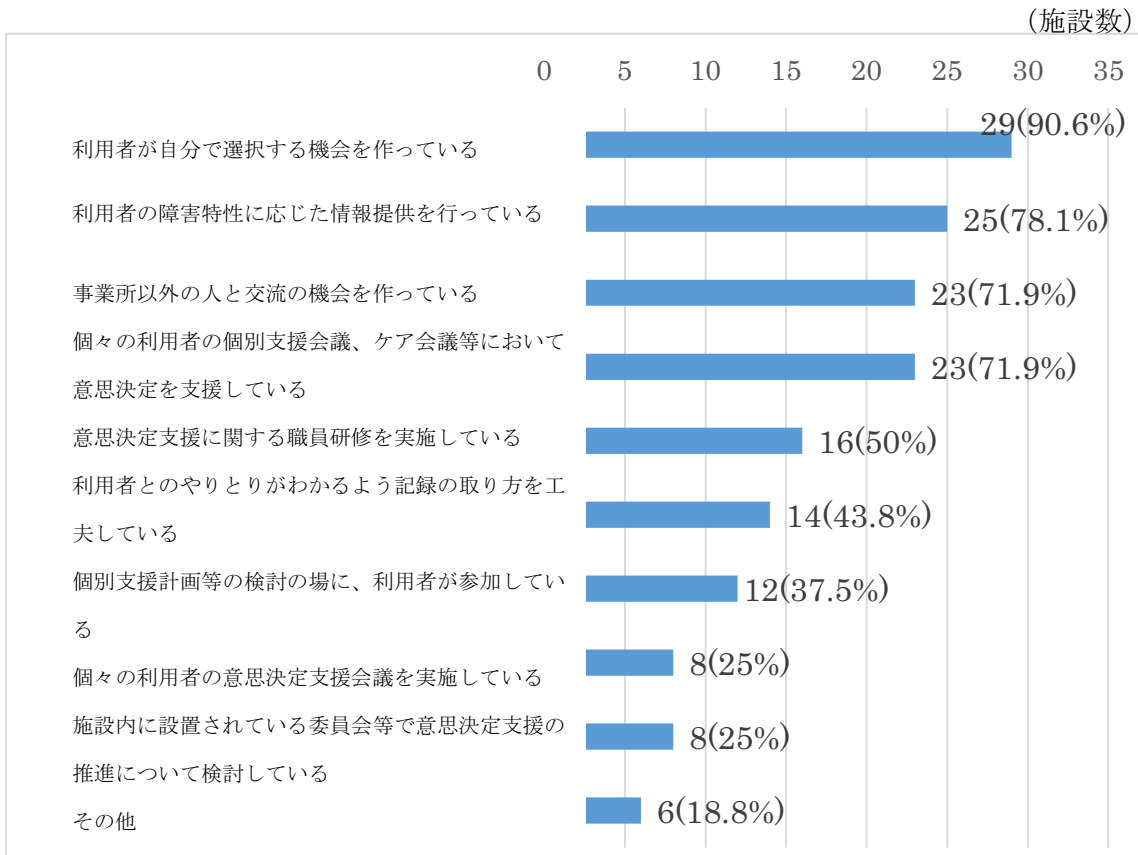
問1 個別支援計画や生活支援の中で、利用者の意思決定を支援するために、事業所として具体的に取り組んでいることがありますか。



Point

利用者の意思決定を支援するために取り組んでいることがあると全施設から回答があった。

問2 取り組んでいる内容について、次の中から選択してください。
(複数選択可)

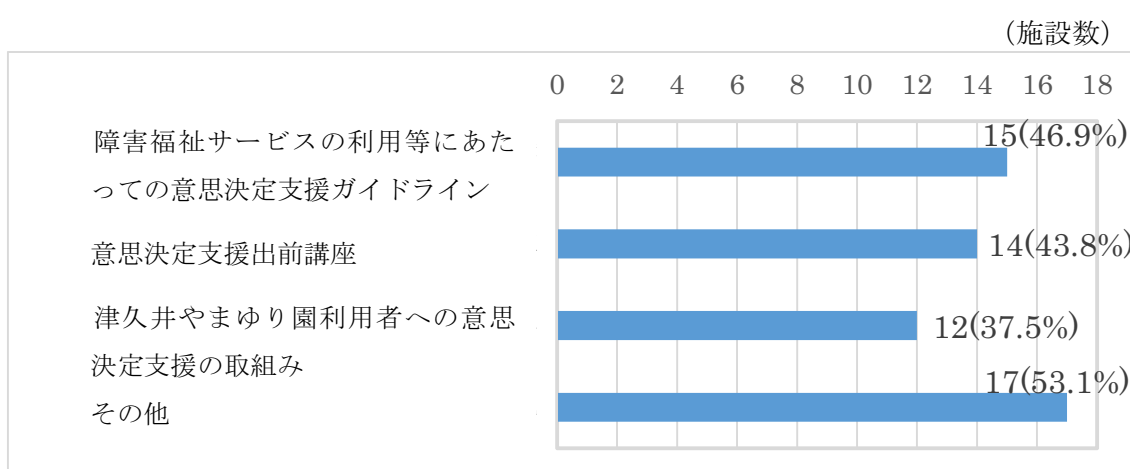


【その他（自由記載）】（順不同）

- 利用者から挙げた議題について、利用者・職員の話し合いの機会を月 1 回設けています。
- 年 1 回満足度調査を実施。担当の職員が利用者に対して施設生活の満足度を確認し、利用者の意思、意見を紙ベースにして提出してもらっている。
- 毎月 1 回、みんなの会を実施。利用者の声を職員が聞いて答える会であり、施設長をはじめ管理職、看護師、栄養士も参加して実施。利用者の意思や意見を確認する場として実施。
- 担当者と利用者の面接以外に必要な場合に実施しています。
- 意思決定支援を含めた支援計画、支援の進行管理を担当するチームを組織しています。
- 年 1～2 回利用者様、ご家族等に生活状況や、施設利用等についての満足度調査を実施し、日々の生活、支援の質の向上に努めております。また、利用者様の意思決定を反映できるよう利用者様自治会を通して満足度調査の結果を報告し、具体的な実現に向けて検討、取り組みの話し合いも行っております。
- 家族への周知を目的に、「園だより」を通じて、意思決定支援の取組みを連載で掲載している。
- 日常的な支援場面（食事・衣服・整容・余暇プログラムへの参加等）で、様々な選択肢を提供し、利用者の意思を確認・尊重した支援が展開されている。
- 利用者の希望や意見を聴取し、各ホームや園の運営に活用するため、利用者が所属するホーム毎に、職員と利用者間で情報共有や意見交換を行う「ホームミーティング」を従前から毎月 1 回開催している。
- 意思を尊重した支援を積み重ねることが、利用者の意欲向上につながることも、職員一人ひとりが感覚的に理解できている。
- 毎月 1 回、利用者方から食べたい昼食を聴かせて頂き、それを提供させて頂き、〇〇さんが食べたい〇〇定食ですというポスターを作成し、お知らせしています。

- 日々の支援の中での声掛けの工夫。
- 定期面談による自分の意見を言える場の確保。
- ホブズパーツ、傾聴ボランティアの活用。(現在はコロナ禍により中止)

問3 取り組むことになったきっかけについて、次の中から選択してください。(複数選択可)



【その他 (自由記載)】 (順不同)

- 以前より、日課の選択や食事のセレクトなどは実施していました。
- 意思決定支援という枠組みではないですが、利用者の希望に沿って支援をしていくことが当たりまえなので希望を伺うようにしています。
- 利用者意向を主に支援を行うのが当園の方針であるため。
- 満足度調査に関してはかなり以前から行っている取り組みであるが経緯について知る職員がいない為、不明。
- 利用者の意思、思いを尊重する支援について十分ではありませんが、手法や会議の進め方等を工夫、模索しつつ、これまで行ってきました。

- 当法人及び施設では、開所当初より「自由・自主・自律」を基本理念として日常生活上の意思決定を重視した支援の提供に努めています。利用者の障害程度や経験等を踏まえ、その方の分限に応じた意思決定、自己決定への支援を検討し、法人・施設においては支援システムを構築し、実践しています。
- ただし、利用者の障害の重度化や重複化により、意思決定への支援を行うことの難しさも実感している中で様々な取り組みを参考にさせていただきたいと考えています。
- ガイドラインをきっかけに、当施設の個別支援計画作成プロセスを確認する機会となった。また、相談支援専門員（サービス等利用計画担当者）との連携を再確認する機会にもなった。
- 法人内研修として、意思決定支援専門アドバイザーを講師に、「権利擁護・意思決定支援」をテーマに実施し、具体的に取り組んでいくきっかけとなった。
- 意思決定支援出前講座については、実施を予定（令和2年3月）していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となった。
- 問2で回答させていただいている事業所内の満足度調査を平成30年度より、実施し、意思決定支援に着目して対応している。
- 以前から取り組みを実施。
- 意思決定支援が出来ているか分からないが、本人中心で日々支援を心掛けている。本人が言葉で意思表示を行える方が少ない為、視覚提示等で本人たちが意思決定しやすい環境設定をできる範囲で行っている。利用者支援の中で日々小さな自己決定を積み重ねる事もあり上記①、②と共に今年度の意思決定支援簡易事業モデルを受ける。
- 当事業所が障害者支援施設等意思決定支援モデル事業の簡易想定モデルに選ばれたため。
- 施設の特徴から、もともと意思を表明する利用者が多く、以前から利用者の意向を聞く風土があった。
- 園の人権擁護虐待防止委員会の取り組みとして、人権関連重点目標を設定しているが、その目標の一つに「意思決定支援強化期間」を設けたこと。

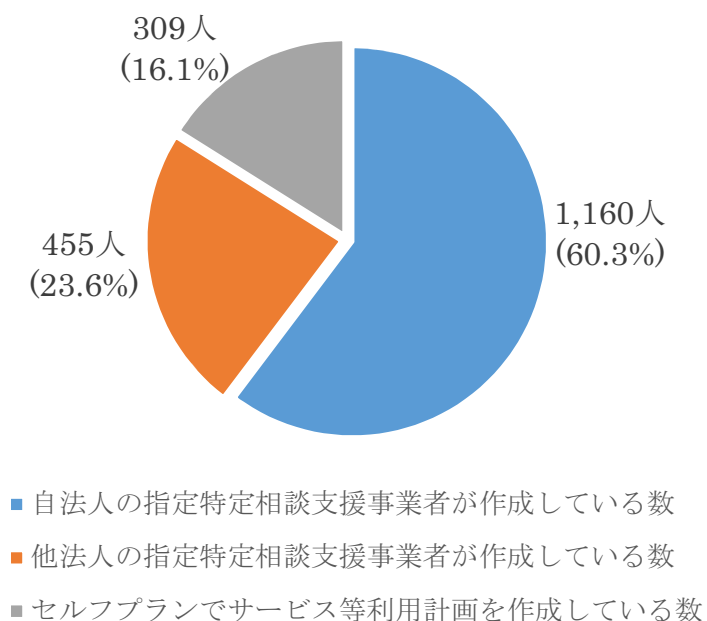
- 「障害特性に応じた情報提供」について、配慮をしなければ、支援者側が伝えたい情報が伝わらないため、必要に応じて取り組んでいる。
- 利用者の障害種別の主たる障害が身体障害なので、活発に意見が出る。
- 当事業所では、以前から GH 移行や他施設移行に際し、利用者と一緒に事前見学を行い、その人に合う（希望する）施設探しを支援してきた。

問4 （問1で「ない」）取り組んでいない理由について、次の中から選択してください。（複数選択可）

※該当なし。

問5 サービス等利用計画（令和3年4月1日現在）の作成状況について教えてください。

サービス等利用計画（令和3年4月1日現在）の作成状況



問6 意思決定支援についてご意見等がございましたら、記載してください。
(取り組む上での課題、成果、工夫点、今後の予定、ご質問など)

(重度の方の意思決定支援に関する意見)

- ご自分で自分の意思を表すことが出来る方は良いですが、意思表示の難しい障がいの重たい方は、ご家族からの情報や、日常生活の中での小さな表情や変化、エピソードを通して「何が好きか」「何をしたいか」を確認するようにしています。
- 入所施設で重度の利用者さんが多く居られる為、利用者さんの意思を正確に確認することが難しく、どうしても支援者やご家族の推測のもとでの対応になりがちであり、今後、取り組んでいく上での課題と感じている。ここ最近ではコロナ禍で面会や外出も制限されている為、利用者さんの意思や希望を反映した生活を提供することが困難な為、早く通常の生活が送れるよう切に願っています。
- 高齢化による重度化（認知面の低下）、知的障害を伴う利用者への情報提供のあり方や職員による情報収集・整理、支援への反映、モニタリングという流れを検討しながら支援を進めています。
- 言語性優位の方に対しての意思確認等は面接等で行う事が出来るが、重度の方に対しては、日々の観察と記録が重要と考えている。その為の日々の小さな変化に気が付けられるような観察力を支援員皆で協力して強化していきたいと考えています。
- 特に障害が重度の利用者について、日常生活のなかで、表情や反応を観察し、好き嫌いや意思を読み取るようにしている。
- 特に重度の方の意思の確認が難しい。
- 重度の障害の方が多いため、日常できる範囲で取り組んでいる。

(取組みや研修に関する意見)

- 意思表出が難しい方の意思について表情や反応では確認しつつも、真にその意思を汲み取れているか悩ましいことがあります。将来の夢や希望を明確に持っている方においても同様です。インタビューする技術習得の研修や現場での経験を増やしていくことが大事だと考えます。

- 法人内の施設、事業所の取り組みを報告する場として法人全体で実践報告会を開催しています。所属する法人内の施設、事業所の取り組みを知ること、意見交換や感想を述べ合うことは各々の支援を振り返る良い機会になっています。
- 他法人や事業所等による具体的な実践の取り組みなどを参考にさせていただきながら当施設における既存の取り組みに幅を持たせていきたいと考えています。
- 現場職員は、このコロナ禍で、さらに現場対応に追われ、研修等で学ぶ機会が確実に減っている。今後、このような研修機会をいかに工夫して実施していくかが課題となっている（リモート研修の活用など）。
- 他事業所の取り組みを知る機会を増やせるようにし、当方にも活かしていきたいと思います。
- 意思決定支援簡易事業モデルとして取り組んでいる為、今後、取り組む上でのアドバイスや事例などがあれば参考にさせて頂きたいです。特に強度行動障害の方達の意思決定支援に対する事例がいくつかあれば教えて頂きたいです。
- 意思決定支援にかかる、技術的（基本的原則・最善の利益の判断・事業所以外の第三者の視点）研修の実施。

（個別支援計画に関する意見）

- 個別支援計画は利用者さんと一緒に一年を振り返りながら「良かったこと」「これからしたいこと」などを確認し、終了時評価と支援計画を作成しています。
- 個別支援計画書を作成するにあたって、職員の思いになってしまうところがあり、声のない人の作成に難しさを感じている。
- 相談支援専門員の方との連携をしっかりととり、ご本人の希望やサービス等利用計画で求められる施設の役割や支援の方向性、目標の把握努力、ご本人のストレングスの発揮や施設以外の生活を見据えた（目指した）課題アプローチを意識した個別支援計画の作成を目指していきたいと思います。
- 利用者の意思を最大限尊重した個別支援計画〔意思決定支援計画〕の作成（リスクな事柄に対する対応策も盛り込む）。

- 個別支援計画作成及び説明等の機会において、ご本人の意見要望をうかがう機会を設けている。

(記録に関する意見)

- 再生基本構想に意思決定支援の取り組みが、全園的な意識変化には大きな影響を与えてくれました。しかし、日々の生活の中での小さな意思決定の場面はこの取り組み以前より行っていたことも少なくなかったように思います。今まで行っていたこと、またこの先行うこと、目指すこと、これらを今まで以上に意識し、記録として留め、分析・考察し次に繋げていく。これら繋がりを意識した取り組みが以前よりも行えるようになってきていると思います。また、施設内のみでの意思決定支援には難しさを感じる場面も少なくありません。施設完結せず、多くの関係者、多角的な意見や視点、支援（ご本人経験含む）・・・それらを取り入れていく大切さを学びました。ご本人をチームで支えること。このチームをどのように施設完結せずに作っていくか。多くの関係機関と連携し今後もより良いものを目指し研鑽していきたいと思えます。
- 言語性優位の方に対しての意思確認等は面接等で行う事が出来るが、重度の方に対しては、日々の観察と記録が重要と考えている。その為の日々の小さな変化に気が付けられるような観察力を支援員皆で協力して強化していきたいと考えています。（再掲）
- 昨年、利用者の意思や家族の意向を丁寧に聴きながら、地域移行(住宅型有料老人ホーム)を果たした方がいる。「エピソード記録」を日常の支援記録の中で積み重ねていくことを広く周知する機会となった。
- 利用者に関する情報をタイムリーに共有するため、個別記録の電子化を行い、ホーム内職員だけでなく診療所や日中活動担当等、関連部署間での閲覧可能としている(一部ホームで先行的に実施)。

(体験の機会に関する意見)

- 選択権のある利用者の経験が少ないことや、経験のないことや初めてのことは避けることが多い利用者に、自分の意思を表示してもらうのは、まずは経験をしていただくことかな、と思っています。ただ、経験することそのものに拒否がある方もいらっしゃるのでは、気持ちを引き出すの難しいです。時間はかかりますが、事業所の日課などでほかの利用者と一緒にいろいろなことを経験していただき、利用者が選びたいくなる選択肢を利用者の中に増やしていくことに取り組んでいます。

- 意思決定というが、その発信したことが本当に本人の思いなのかと思うことがある。経験値の少なさから、知っている・経験したことの中からでしか決められないということでも、意思決定と言えるのか？という声がある。
- 令和元年9月に、当園から民間（他社会福祉法人）のグループホームに地域移行した利用者が1名います。（日中は当園の生活介護を利用しています。この方は、意思決定支援のプロセスに基づき、グループホームへの見学、体験などを経て、地域移行が実現しました。

（その他）

- 昨年からのコロナ禍で、外出や外食の機会は失われてしまいましたが、テイクアウトを活用し、インターネットでメニュー表を利用者さんと一緒に見ながら希望メニューを決めるなどし、可能な限り希望を実現する支援をしています。
- コロナ禍において利用者の意思になかなか添えない事が増えてきている。（外出、外食、旅行、帰宅等々）
- 意思決定をより進めていくために、意思決定に関わるサービス管理責任者、相談支援等が代替えして進めていくのが現状だと思いますが、さらに意思決定支援担当者を主に役割として進めていく方が良いのかどうか。
- ケース会議を継続して実施するための時間の創出、また資料作成や考察するための時間等、じっくりと取り組む時間が取りにくいことが課題です。
- 利用者とは会話する時間があること、継続的に会話を重ねることが利用者の信頼と安心にもなり、支援者の支援技術の向上にもつながると考えます。じっくりと話をする時間の確保が課題です。
- 再生基本構想に意思決定支援の取り組みが、全園的な意識変化には大きな影響を与えてくれました。しかし、日々の生活の中での小さな意思決定の場面はこの取り組み以前より行えていたことも少なくなかったように思います。今まで行っていたこと、またこの先行うこと、目指すこと、これらを今まで以上に意識し、記録として留め、分析・考察し次に繋げていく。これら繋がりを意識した取り組みが以前よりも行えるようになってきていると思います。また、施設内のみでの意思決定支援には難しさを感じる場面も少なくありません。施設完結せず、多くの関係者、多角的な意見や視点、支援（ご本人経験含む）・・・それらを取り入れていく大切さを学びました。ご本人

をチームで支えること。このチームをどのように施設完結せずに作っていくか。多くの関係機関と連携し今後もより良いものを目指し研鑽していきたいと思います。(再掲)

- 相談支援専門員の方との連携をしっかりととり、ご本人の希望やサービス等利用計画で求められる施設の役割や支援の方向性、目標の把握努力、ご本人のストレングスの発揮や施設以外の生活を見据えた(目指した)課題アプローチを意識した個別支援計画の作成を目指していきたいと思います。(再掲)
- 上記のような取り組みの遂行には、事業所を設置・運営している組織等の舵取りも非常に重要であると考えています。利用者様各々の支援チームの円滑な連携や目的達成(ご本人の希望する生活の実現)には、チームメンバー各々の抱えるバックボーン(所属組織)の意識統一も大切になります。個やチームがご本人の希望する生活の実現のために、力を発揮しやすくなるような組織作りに努められると良いと思います。
- 当方は年齢層が幅広い中で、利用者様のご意見、お気持ちを整理して、どの課題に優先順位をつけて取り組んでいくのかを選択していくことが難しく、課題になることがあります。
- 高齢利用者が多い中で、健康面を優先せざるを得ない状況(医療体制が整った所への移行等)が多々あり、利用者の意思を受け止められる環境の不足や、体調の急変が多く、時間をかけて取り組むことが難しい状況がある。
- 今年度は簡易モデルとのことで意思決定支援に対する理解を深めたいと思います。
- 意思決定支援のスキームを周知すること。現在行っている支援を、新たな枠組みで捉えなおすことで、重大な局面(生活の場の移行等)で発展的な支援展開ができるようになるのではないかと。
- 既存の会議における、本人等参加の意識の醸成。
- 日常の支援において、ご本人の意見要望にそった外出希望等の実現に介護給付費外サービスとして外食機会等の提供をしている。

- 外出や食事について、選択肢を提示する事で、利用者の意向を確認している。
- 月に数回、セレクトメニューの日があり、副食のソースを2種類用意し、好みの食事を選ぶ等機会を設けている（厨房委託業者協力あり）。
- 月1回、利用者自治会代表の打ち合わせがあり、行事等に利用者の意向を反映している。

以上。

問合せ先

意思決定支援グループ 田中、松尾、佐藤

電 話 045-285-0554（直通）

メール info_ishi.ap8p@pref.kanagawa.lg.jp